



平成23年 9 月 7 日

各 位

会社名 株式会社紀陽ホールディングス  
代表者名 取締役社長 片山博臣  
(コード番号 8415 東証第1部)  
問合せ先 常務取締役グループ企画部長  
成田幸夫  
(TEL 073 - 426 - 7133)

## 第二種優先株式の一斉取得価額決定に関するお知らせ

当社発行の第二種優先株式について、下記のとおり一斉取得価額が決定しましたのでお知らせいたします。

### 記

- |                   |                                 |
|-------------------|---------------------------------|
| 1. 一斉取得する株式の種類    | 第二種優先株式                         |
| 2. 一斉取得価額（一斉転換価額） | 519円50銭                         |
| 3. 一斉取得日          | 平成23年10月1日                      |
| 4. 一斉取得事由         | 当該優先株式の普通株式を対価とする<br>一斉取得の条項による |

(ご参考)

第二種優先株式 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、平成23年9月30日までに取得請求のなかった第二種優先株式の全てを、平成23年10月1日をもって取得し、第二種優先株式1株につき500円を平成23年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値が519円50銭（以下「下限一斉取得価額」という。）を下回るときは、第二種優先株式1株につき500円を下限一斉取得価額で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。なお、第二種優先株式発行以降、普通株式の併合または分割が行われた場合には、当該併合または分割前の下限一斉取得価額を普通株式1株の併合または分割後の株数で除した価額を、当該併合または分割後の下限一斉取得価額とする。その普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に定める方法によりこれを取扱う。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>  
グループ管理部 重岡  
TEL 073 - 426 - 7111